

子どもの療育などを支援するサービス

園児のためのこども発達相談会

言葉や発達についての相談に専門の相談員が応じます。

- 利用できる方 子ども（3歳児健康診査を受けたあとの子ども）の発達についてお悩みの方
- 利用方法 事前に所属の保育所・幼稚園へ申込みを行ってください。
- 利用料 無料
- 場所 総合保健福祉センター
- 回数 奇数月各3回（年18回）

お問い合わせは、子育てサポートセンター（0246-27-8599）へ

子ども健康教育相談

特別な支援（心身の発達）を必要とする子どもに関することについて、面接により相談に応じます。

- 利用できる方 特別な支援（心身の発達）を必要とする子ども・保護者
不登校で悩んでいる子ども・保護者・教職員など
- 相談日時 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
※ 希望される方は、事前に電話で申込みを行ってください。
（メールでの受付等は行っておりません。）
- 場所 総合教育センター（いわき市文化センター5階）

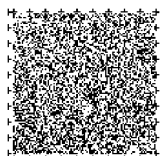
お問い合わせは、子ども健康教育相談（0246-22-3709）へ

障がい児保育

心身に障がいのある乳幼児と健常児との集団による統合保育を通じて、すこやかな成長を図っています。

- 利用できる方 統合保育が可能な乳幼児
- 場所 市内の保育所（園）、認定こども園、市立幼稚園（すずかけ、西小名浜、玉川、汐見が丘、高坂、藤原、四倉第一）
- 利用方法 保育所・認定こども園は地区保健福祉センターへ（市立幼稚園は、各幼稚園へ）相談してください。
- 利用料 所定の利用者負担額

お問い合わせは、保育所（園）、認定こども園は地域の地区保健福祉センターへ
市立幼稚園は、各幼稚園へ



放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、仕事などのため昼間保護者が家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全育成を図るものです。一部の放課後児童クラブでは、障がい児の受け入れを行っています。

お問い合わせは、こども政策課（０２４６－２２－７０１３）へ

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス

詳細は、33ページをご覧ください。

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

児童発達支援センター

地域の中核的な療育支援施設であり、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行います。

お問い合わせは、83ページをご覧ください。

障害児（者）地域療育等支援事業

在宅の障がい児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、介護・療育に関する相談を行います。

- 利用できる方 在宅の障がい児（者）及びその家族
- 利用方法 福島整肢療護園へ連絡してください。
- 利用施設 福島整肢療護園

お問い合わせは、福島整肢療護園（０２４６－２５－８１３１）へ

いわきサポートブック

発達の気になる児童・障がいのある児童への継続性のある一貫した支援ツールとして、「いわきサポートブック」を配布しております。

- 対象となる方 発達の気になる児童、障がいのある児童
- 配布窓口 各地区保健福祉センター、子育てサポートセンター

※ いわき市のホームページから直接ダウンロードすることもできます。
(<http://www.city.iwaki.lg.jp/>) ⇨ 「いわきサポートブック」で検索
その他療育支援に関する事業については、79～83ページを参照ください。

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

